

平成 31 年 第 1 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 31 年 1 月 16 日（水）午後 2 時 00 分～午後 2 時 42 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	欠	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

_____ 10 番 矢野 源平 _____ 12 番 工藤 妙子 _____

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
 係 長 藤田 鉄也
 係 員 藤田 美智 川原 一仁 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 5 号 現況証明（非農地証明）について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。新年が明けまして、皆様におかれましてはご家族お揃いで輝かしい新年を迎えられたこととお慶びを申し上げます。また、本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝申し上げます。

(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成31年第1回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時3分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

10番 矢野源平 委員、12番 工藤妙子 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第12回定例総会から本日の平成31年第1回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた5点について、2ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 次に各種報告ですが、今回は特にないようですので、次に進みます。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号12番までの12案件について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成31年1月16日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成31年1月17日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。5ページをお開きください。議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成31年1月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く6ページをご覧ください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第1号について、これより質疑を許可します。

5番委員 はい、5番木津です。JNNAGRO(株)が小坂の一带でキウイフルーツの団地を作るということですが、どちらの国の方ですか。

農業振興課 代表者の方は、ネパールです。ゴールデンキウイのゼスプリと取引のある会社です。

5番委員 小坂一带をキウイフルーツの団地にする構想があるのですか。

農業振興課 この件で、お世話をさせていただいている天の川生産組合代表の森迫さんのお話では、小坂地区で規模拡大をしたいとのことでした。

12番委員 では、関連して、貸人の年齢が91歳の方とか、82歳の方とかいますが、高齢の方と30年契約をしていますが、私たちはどう受け止めたら良いのですか。普通に考えたら120歳までとか、途中で亡くなったらどうなるのですか。相続のこととか、そういうことを見越して処理された契約なのですか。

農業振興課 基盤強化法や農地中間管理事業では、貸し手の方の代が変わっても借り手の方は、安心

して借りることが出来ます。私も 30 年は長いのではと思いましたが、貸し手、借り手の相対で話し合いがまとまったので、今回提出をいたしました。

12 番委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 2 号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 22 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 23 分)

議長 次に議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。
「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番かの1案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の1案件を17番 神田喜生 委員にお願いいたします。

17番委員 17番 三重の神田喜生です。1月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、白杵市野津町で食糧販売会社を営んでいます。譲渡人は、病気のため耕作継続が困難であるので、近隣で耕作している譲受人に相談し、売買での話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、696アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第3号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第3号の番号1番の1案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第3号の番号1番の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を13番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13番委員 13番 三重の神田隆善です。1月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件について

てであります。申請者は、平成10年10月に申請地に隣接する3646番1(宅地:500㎡)に住宅を建築した際、申請地内に住宅の一部がかかり、併せて浄化槽及び排水部分を設置してしまいました。また、同年12月及び翌年2月に倉庫を建築し、現在まで宅地の一部として利用してきました。申請者は、財産の整理を検討したところ、申請地が農地であることがわかり、転用部分を分筆後、是正のため申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番から番号4番までの4案件を3番 田島 茂 委員にお願いいたします。

3番委員 緒方の田島 茂です。1月7日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は高齢で後継者もおらず、申請地は獣害がひどいため、当該地に杉苗を120本植林し、今後は山林として管理したいため、農振除外後に申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号3番案件と4番案件は関連がありますので、一括して地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番と4番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。3番案件については、申請者は定年退職を機に、実家で一人暮らしをしている母の世話をするため、実家に戻りたいと考えました。現在、母が住んでいる居宅は老朽化が進んでいるため、同一敷地内に住宅の新築を計画し、平成30年11月末頃、工事に着工してしまいました。今回、着工後に申請地の転用許可が必要なことが分かり、無断転用の是正及び追加事業を行う目的で申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、申請地は、申請者の父が亡くなり、農地の管理が困難になったため、平成20年5月頃に庭として整備しました。今回、申請者が追加事業を行おうとしたところ、申請地の転用許可が必要なことが分かり、無断転用の是正のため申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第4号の番号1番から番号4番の4案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第4号の番号1番から番号4番までの4案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。
これから採決します。議案第4号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局長 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、議案第5号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。
「議案第5号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読）
- 議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番の1案件について地区審査会の報告を求めます。
番号1番の1案件について、10番 矢野源平 委員にお願いいたします。
- 10番委員 朝地の矢野源平です。1月8日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者 ●●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。申請地は、中九州横断道路の整備に伴い、道路に隣接する農地法許可不要案件である、200㎡未満の農業用水路の改良を行ったものです。なお、今後は地元水路組合が管理を行います。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地、農地法許可不要案件に該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないとなりました。以上、報告します。
- 議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第5号の番号1番の1件について、これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません]の声多数
- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第5号の番号1番の1案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。
これから採決します。議案第5号の番号1番の1案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 5 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 これをもちまして、平成 31 年第 1 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 2 時 42 分)

議事録署名委員 10 番委員 楽野源平

” 12 番委員 工藤妙子